

令和4年1月26日

各市町村教育委員会教育長 殿

義務教育課長

感染症対策等を徹底した学校教育活動の継続等について（通知）

このことについて、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和4年1月26日付け鹿児島県教育長通知）で通知したとおり、全国的にオミクロン株による感染が急拡大する中、本県でも、令和4年1月27日から2月20日までまん延防止等重点措置を適用することとされ、県内全域43市町村の全てを重点措置区域とすることとなりました。各学校においては、これまでも「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2021.11.22.ver.7」（以下「衛生管理マニュアル」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところですが、オミクロン株による感染等により、やむを得ず学級閉鎖等を行う学校が急増していることやまん延防止等重点措置として指定される期間が長期にわたり、区域も県域全体にわたること等に鑑み、改めて、各学校において留意すべき事項を下記のとおりまとめました。

つきましては、貴管下の関係職員及び学校（園）長へ周知していただくとともに、各学校及び設置者におかれては、引き続き、下記事項に留意し、非常時にあっても児童生徒の学びを止めないという認識の下、適切に対応いただくようお願いします。

記

1 学習指導等について

(1) やむを得ず登校できない児童生徒に対する学習指導の充実について

オミクロン株による感染が急増する中、本県においても、濃厚接触者に対する出席停止のほか、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業等が多く報告されてきている。また、衛生管理マニュアルにおいては、レベル3地域<sup>\*1</sup>では、児童生徒の間隔を確保した上<sup>\*2</sup>での学校教育活動に制約等がある場合には、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ

---

\*1 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況等。いずれのレベルの地域に該当するかは、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断することとなる（衛生管理マニュアルP16, 17）

\*2 児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席を配置することや、このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約等がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となることが示されている（衛生管理マニュアルP37）。

わせること等が示されるなど、こうした対応も含め、今後、やむを得ず登校できない児童生徒が急増することも想定される。このような非常時にあっても、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要であり、特に、一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT端末を自宅等に持ち帰り、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことも効果的である。

こうした認識の下、各学校及び設置者においては、事前に、やむを得ず登校できない児童生徒に対する対応について、他の自治体や学校の事例など（別添1～3）も参考にしながら、組織的に十分な検討をしておくこと。また、やむを得ず登校できない児童生徒に対しては、一日の学習のスケジュールや一週間の学習の見通しなどを併せて示すなど学校において適切な家庭学習を課すとともに、ICTの活用を含む様々な手段を通じた教師による学習指導や学習状況の把握と組み合わせて、可能な限りきめ細かく学習を支援すること。さらに、登校できるようになった後には、必要に応じて、学校で補充のための授業や補習を行うなど、学習の遅れを補うために可能な限りの措置を講じること。

(2) 最終学年の児童生徒に対する配慮について

最終学年の児童生徒については、進路指導の配慮が必要であることや入試期間が始まっていること等に鑑み、例えば、分散登校や時差登校等の実施に当たっては、最終学年以外の学年で実施<sup>\*3</sup>するなど、地域や学校の実情等に応じ、適切な配慮等を行うこと。

(3) 複数の教職員が出勤できない場合の対応等について

オミクロン株による感染の急増に伴い、本県でも、複数の教職員が出勤できない学校も出てきており、今後、こうした学校が多く出てくことも想定される。こうした非常時においても、児童生徒の学びを可能な限り保障することが重要であることから、学校及び設置者においては、事前に、複数の教職員が出勤できない場合の対応等について十分な検討をしておくこと。なお、「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」（令和4年1月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）で示されたとおり、新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、事業の継続が求められる事業者に学校等が追記されたところであり、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除できる取扱いを実施できることとされたことから、このことについても参考にすること。

---

\*3 本県においても、最終学年の児童生徒については、教室を二つに分けて指導を行う（一つの教室の授業をもう一つの教室でオンライン配信する等）などの取組が見られる。

(4) 保護者への迅速な情報提供等について

各学校及び設置者においては、感染状況等に応じて、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業のほか、分散登校や時差登校等、前例のない対応を求められることも想定されるが、こうした場合においても、可能な限り速やかに、保護者等に対して対応方針等を周知すること。また、特に、小学校における休業等の判断に当たっては、関係機関とも相談の上、可能な限り、必要な児童の受入先の確保について措置を講じるよう努めること。なお、「放課後児童クラブによる学校施設の一層の活用促進について」（令和3年9月22日付鹿児島県知事、鹿児島県教育委員会教育長連名通知）において、放課後児童クラブによる学校施設の一層の活用の促進について依頼しているところであり、この点についても留意すること。

(5) 教室における服装等に関する配慮について

衛生管理マニュアルにおいては、教室における換気の徹底等が求められているところであるが、冬期期間中の換気に当たっては、児童生徒の健康面や体調面等にも配慮することが重要である。こうしたことも踏まえつつ、授業時の服装等については、学校の実情に応じて適切に取り扱うこと。

2 学校行事等について

(1) 学校行事全体について

学校行事については、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与え、思い出に残るなど有意義な教育活動であり、各学校においては、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、可能な限り、実施に向けて検討を行うこと。また、その実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが必要であり、各行事の実施上の留意事項については、文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するQ&A」<sup>\*4</sup>も参考とすること。また、こうした学校行事等の対応に関しては、その判断理由や具体的な感染対策の内容等について、保護者に対して可能な限り丁寧な説明を行うこと。

(2) 修学旅行について

3学期に修学旅行を予定している学校や設置者においては、学校の所在する地域や修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握の上、感染防止策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、県内での実施や旅行日程の変更・短縮を行ったりするなど、実施方法の適切な変更・工夫等により、実施に向けて特段の配慮を行うこと。

---

\*4 教育活動の実施等に関するQ&A（学校行事に関すること）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00040.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html)

### 3 児童生徒の心のケア等について

#### (1) 心のケアについて

児童生徒については、オミクロン株による感染者の急増やこれに伴う臨時休業や時差登校等、数々の前例のない対応を求められる中、強いストレスを抱えていることが想定される。また、学年末の期間において、長期間及び県内全域におけるまん延防止等重点措置の適用となることで、特に、入試等を控える最終学年の児童生徒については、強い不安を感じているものと考えられる。こうした中、各学校及び設置者においては、必要に応じてICTの活用も図りつつ（別添3）、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。その際、児童生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、県教委における24時間子供SOSダイヤル（かごしま教育ホットライン24）やSNS相談窓口等の相談窓口についても確実に周知すること（別添4）。

#### (2) 差別や偏見、いじめ等の防止について

いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況にある中、今後、児童生徒の感染が広がっていく可能性もある。こうした状況下において、感染症に対する不安や恐怖心が高まりつつあると考えられるが、そのような不安や恐れが感情が差別・偏見を生み出すと言われている。このことを認識し、各学校等においては、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見について考える機会を必要に応じて設けるなどにより、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別やいじめ等を行わないよう適切に指導すること。

#### 【連絡先】

(生徒指導・ICTに関すること)

企画生徒指導係 吉留・中村

TEL 099-286-5298

FAX 099-286-5669

Eメール [kikakuseit@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:kikakuseit@pref.kagoshima.lg.jp)

(学習指導等に関すること)

義務教育係 別枝

TEL 099-286-5300

FAX 099-286-5669

Eメール [gimu@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:gimu@pref.kagoshima.lg.jp)